

重点指導調書（病院又は診療所での指定短期入所療養介護事業）

主眼事項	着 眼 点	自己評価
第1 人員に関する基準		
(1) 療養病床を有する病院又は診療所	指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（医療法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法（第7条第2項第四号）に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上となっているか。	適 ・ 否
(2) 診療所（(1)を除く）	指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置しているか。	適 ・ 否
(3) みなし規定	指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第187条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者の員数を満たすことをもって、(1)、(2)に規定する員数を満たしているものとみなしているか。	適 ・ 否
第2 運営に関する基準		
1 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	指定短期入所療養介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所療養介護を提供しているか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>常勤 当該事業所において定められている常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間）に達していることをいう。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。</li> <li>勤務表により確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 勤務表</li> </ul>	<p>法第73条第1項 平11厚令第37号 （以下「基準」） 第141条</p> <p>平11老企第25号 （以下「解釈」） 第2の2(3)</p> <p>基準 第142条第1項第 三号</p> <p>基準 第142条第1項第 四号</p> <p>基準 第142条第2項</p>	<p>法：介護保険法 基準：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平11厚生省令第37号）</p> <p>解釈：指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平11老企第25号）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅介護支援事業者からのサービス提供票の活用は適正に行われているか。</li> <li>短期入所療養介護計画の作成に当たっては、居宅サービス計画の課題・目標に沿っているか。</li> <li>退所計画等を居宅介護支援事業者へ提示しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 居宅サービス計画(1)～(3)</li> <li>○ 短期入所療養介護計画</li> <li>○ サービス提供票</li> <li>○ 退所計画</li> </ul>	<p>基準第155条 準用(第16条)</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
2 短期入所療養介護計画の作成	(1) 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成しているか。	適 ・ 否
	(2) 短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。	適 ・ 否
	(3) 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	適 ・ 否
	(4) 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画を作成した際には、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付しているか。	適 ・ 否
3 勤務体制の確保等	(1) 指定短期入所療養介護事業所は、利用者に対し、適切な指定短期入所療養介護を提供できるよう、指定短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。	適 ・ 否
	(2) 指定短期入所療養介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、短期入所療養介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、看護職員及び介護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にしているか。	適 ・ 否
	(3) 指定短期入所療養介護事業所は、当該事業所の従業者によって指定短期入所療養介護を提供しているか。 ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。	適 ・ 否
	(4) 指定短期入所療養介護事業者は、従業者の資質の向上のために、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>(短期入所療養介護計画作成の留意点)</p> <p>① 短期入所療養介護事業者は、施設に介護支援専門員がいる場合には、介護支援専門員に短期入所療養介護計画作成の取りまとめを行わせること。 介護支援専門員がいない場合には、療養介護計画作成の経験を有する者に作成をさせることが望ましい。</p> <p>② 計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保証するため、事業所の管理者は、計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また、当該計画を利用者に交付しなければならない。 なお、交付した計画は、2年間保存しなければならない。</p> <p>③ 計画の作成に当たっては、居宅計画サービスを考慮しつつ、利用者の希望を十分勘案し、利用者の日々の介護状況に合わせて作成するものとする。</p> <p>④ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から短期入所療養介護計画の提供の求めがあった際には、当該計画を提供することに協力するよう努めているか。</p>	<p>○ 短期入所療養介護計画</p> <p>○ 居宅サービス計画</p> <p>○ 医師の指示書</p> <p>○ 診療録その他の記録</p> <p>○ 診療録など</p> <p>○ 勤務計画(予定)表など</p> <p>○ 勤務表</p> <p>○ 辞令等</p> <p>○ 運営規程</p> <p>○ 職員の研修の記録など</p>	<p>基準 第147条第1項 解釈 第3の九の3(3)</p> <p>基準</p> <p>第147条第2項</p> <p>基準 第147条第3項</p> <p>基準 第147条第4項</p> <p>基準第155条 準用 (第101条第1項)</p> <p>解釈準用 (第3の九の2の(11))</p> <p>基準第155条 準用 (第101条第2項)</p> <p>基準第155条 準用 (第101条第3項)</p>	

